

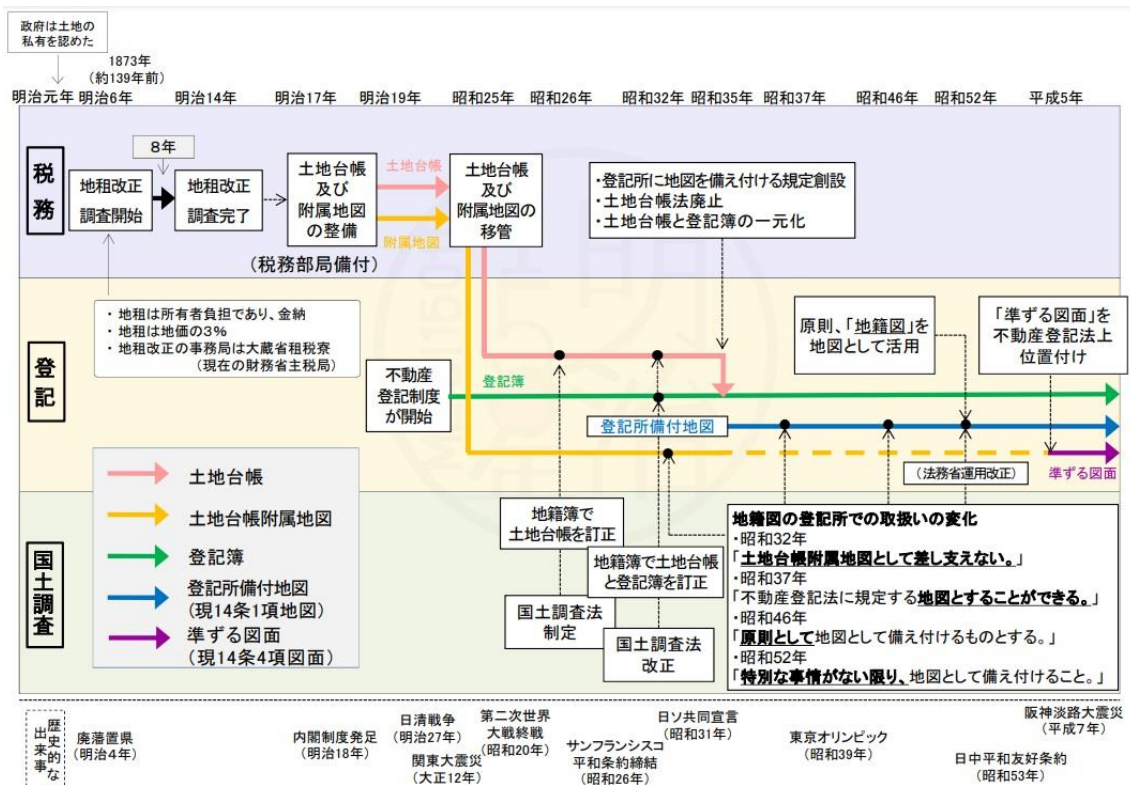
公図未整備地区について

<経緯>

なぜ、今回の事業対象地である東中地区が公図未整備地区なのか。以下に照会をかけたが、直接的な原因は判明しなかった。

- ・糸魚川市役所
- ・新潟地方法務局 糸魚川支局
- ・東中地区 役員・年長者

その様な中で、一般的に公図が整えられた歴史や現在までの経緯について、新潟地方法務局 糸魚川支局さんから改めて説明を受けながら、歴史的な移管段階のどこかで、何かしらの理由により、明治時代に作成されたであろう和紙図が登記上正式に公図として採用が認められなかったのではないかと、との見解を頂きました。



国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課 HP「明治以降の地籍と地図の歴史」より

<東中地区 和紙図>

東中地区は4枚の和紙図があるが、いずれも作成された日時の記事はなかった。

<公図がない問題点>

公図がない事により、現所有者は自分の山林の位置や相隣関係を法務局で調べる事が出来ず、課税はされていながらも利用や管理が出来ない状態に陥って、結果荒廃が進んでいる。

森林整備(間伐)事業においては、所有者から広く事業同意を取得し、境界明確化を省略、事業に伴う費用負担も所有者還元もないことで整備を進めてきた。しかし、将来主伐・再造林となれば、所有界を明確化し、立木に応じた清算が避けて通れないが、所有者も位置が分からない中、公的資料もない中で森林組合がリードしながら境界明確化を完遂させるのは困難と見込んでいた。さらに、今回のように恒久的なトラック道を計画するとなれば、該当位置・所有者を特定し、同意を積み重ねていく過程が必須であり、事業に取り組めなかった。

地滑りなどの山地災害における復旧工事の際は、事業担当者が所有者の特定に時間が余計に掛かり早期着手に支障が出ている。

<飛び地が存在する問題点>

当該事業地内は、複数集落の飛び地が多数あり、東中の和紙図には“根小屋村”等という表記しかないため、根小屋の何番地なのかが分からない。一方、同じく公図がない根小屋の和紙図には、独立した形での地型と地番が示されているだけで、東中地番との相隣関係が分からない。そのため、パズルのピースのような根小屋の和紙図から、東中の和紙図へ照合、検証して当てはめるといった困難さがある。

<目的>

航空レーザー解析を用いて地形の凹凸と林況を把握し、和紙図と解析結果を照合、測量士等による調整を経て森林地番想定図の作成を通して境界が明確化され、手が付けられなかった荒廃民有林が再生できる展望がひらけてきた事と、糸魚川市内には、同様の公図未整備地区が他に3地区(糸魚川市根小屋、上野、外波)あり、本事業の波及効果も高い事から事業申請に至った事業目的である。

